

西信中学校いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)、福島市いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての生徒に起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処します。
- (3) いじめに関する事案への対処において、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、解決を図ります。

3 基本姿勢

いじめは、「どこでもどの生徒においても起こり得る」から、「いじめは現に起きている」という認識を持ち、いじめの防止、早期発見、早期解消に向け、学校の総力をあげて組織的に取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は以下によるものとします。

いじめの定義 (法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

生徒のいじめを防止するために、いじめを生まない学校風土づくりが必要です。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で生徒の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解決に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を以下のとおり示します。

- (1) いじめの未然防止のため、生徒に対し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやり、助け合いの心、規範意識、コミュニケーション能力等を育て、望ましい人間関係を築くことができるよう指導します。
- (2) いじめの早期発見のために、いじめ調査(生活アンケート等)を実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と適確な指導力を高めます。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、生徒の生命及び心身を保護することが最優先課題であるとの認識に立ち、いじめを受けた生徒に寄り添い、家庭、地域、関係機関との連携によっていじめを解決します。
- (4) いじめ防止及び対応のため、次の2つの組織を設置します。
 - ① いじめ防止委員会
 - ・校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭で構成します。その他、必要と認める者を招集します。
 - ・具体的な年間計画の作成及びその実施の主体となります。
 - ・委員会の中に、いじめの相談及び通報窓口を設置します。
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集、記録及び共有を行います。
 - ・いじめの疑いに関する情報があった場合の、情報の共有、関係ある生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行います。
 - ② いじめ対策委員会
 - ・校外委員及び校内委員で構成し、校外委員は「学校評議員、P T A会長」、校内委員は「校

長、教頭、生徒指導主事」とします。年3回の定例会を実施します。なお、重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は、随時開催します。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善策等の提示をします。
- ・重大事態及び校長が依頼した事案について、事実認定及び調査等を行います。

5 取組の内容

(1) 発達支持的生徒指導

- ① 教師と生徒、生徒同士の信頼関係を築くとともに、生徒一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり及び絆づくりを行い、生徒一人一人の居場所のある温かい学級づくりを推進します。
- ② 道徳教育（週1回の道徳の授業を中核として）、人権教育、国際理解教育等を充実するとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行います。
- ③ 学級活動、生徒会活動などで、生徒自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を推進します。
- ④ 家庭訪問、電話連絡、おたより、学校ポータルサイトなどを通じて家庭との連携を図ります。

(2) 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

- ① 年度当初に、いじめ防止基本方針、年間計画について全教職員で確認するとともに、写真を確認しながら特愛生徒を確認し、1年間の指導・対応について共通理解を図ります。
- ② いじめ防止に関する教職研修（研究協議会）を年2回実施し、教職員の資質の向上を図ります。
- ③ 薬物乱用防止教室、情報モラル教室、学期1回のいじめ防止に関する講話等を、年間指導計画に位置付け、未然防止に努めます。

(3) 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

- ① 校外委員をメンバーに含めた「いじめ対策委員会」の定例会を年3回開催します。
- ② いじめは、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から適確に関わりを持ち、早期発見に努めます。以下のレベル1から対応し、いじめを認知した時点で、迅速に組織的な指導體制を確立します。

（レベル0）本人はいじめと言わないが、状況から、そう判断できる可能性がある。

（レベル1）学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。

（レベル2）元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室への出入りが増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたずらされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える

（レベル3）不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害

（レベル4）自殺未遂、自殺

- ③ 5月、10月、2月をいじめ防止月間と定め、生徒への啓発とともに、全生徒対象の生活アンケートと11月に二者相談を行います。なお、アンケートの内容については、ダブル・チェックを行い、いじめの些細な兆候も見逃さないようにします。
- ④ 校内におけるチャンス相談、スクールカウンセラーや養護教諭との教育相談、外部の電話相談窓口等の紹介など、生徒が相談しやすい体制を整備します。
- ⑤ 週1回の生徒指導委員会において、各学年の生徒指導担当及び養護教諭との情報交換を行い情報の共有を図ります。
- ⑥ 毎日の欠席状況、欠席理由、特記事項等を確認し、連続して1～2日欠席の場合電話連絡、3日欠席の場合は家庭訪問をして保護者との連携を図ります。
- ⑦ いじめを認知後は、以下の過程で指導します。
 - ア 被害生徒及び加害生徒から、個別に、事実を正確に確認します。その際、被害生徒及び知らせてきた生徒の安全を確保します。
 - イ 周囲の生徒、教師等関係者からの情報収集を行います。事実が合わない場合は再度行います。
 - ウ 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、指導します。
 - エ 被害生徒、加害生徒双方の保護者へ、学校側が把握している事実、指導の経過及び現在の状況等を報告します。
 - オ 被害生徒及びその保護者に対しては、再発防止策とともに「学校は守ってくれる場所

である」ことを伝え、加害生徒からは、反省と今後の生活についての考えを述べさせます。

カ 定期的に被害生徒・加害生徒・保護者にその後の状況を確認します。(最低 3 ヶ月)

(4) 困難課題対応的生徒指導

上記「(3)」の「②」にある、「レベル3」及び「レベル4」の事例については、校内教職員のみならず、校外職員（SC、SSWなど）のほか、教育委員会・警察・病院等とネットワーク型支援チームを編成し、解決のために取り組みます。

※詳細は「7 重大事態への対応」による。

6 ネット上のいじめの対応・防止策

- (1) 技術・家庭科（技術分野）での指導を中心に、情報モラル、ネットでのマナー（個人情報の管理等）等の徹底を図ります。
- (2) 保護者がスマートフォンなどを子どもに与える場合、使用する際の約束事をきちんと取り決めさせるなど子どもを指導するよう、保護者へ啓発します。
- (3) ネット上の学校や生徒の情報の書き込みなどをチェックします。
- (4) 生徒・保護者を対象とした情報モラル教室を年に一度は開催し、情報モラルの向上を図ります。

7 いじめの解消

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断します。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点については、学校、被害・加害生徒、保護者等の共通理解を図ります。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な生徒観察、心のケア等を行います。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検します。

- (1) いじめに係る行為が解消している。

いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

8 重大事態への対応

重大事態の定義は以下によるものとします。

重大事態の定義（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態の発生があった場合、学校は市教育委員会を通じて、7日以内に市長へ報告します。
- (2) スクールソーシャルワーカー等と連携して、被害生徒の心のケアを図ります。
- (3) 市教育委員会は、報告があった場合、その事案の調査を行う調査組織について教育委員会会議を招集し、協議して判断します。(原則、不登校重大事態は学校が調査主体となります。)
- (4) 学校に設ける組織が調査主体となる場合、教育委員会より学校に対して、SCやSSWを派遣するなど必要な指導や人的措置も含めた適切な支援が行われます。
- (5) 学校に設ける組織が調査主体となる場合、その役割は「福島市いじめ防止基本方針」に則って果たし、調査の状況について教育委員会に対して定期的に報告します。
- (6) 学校又は市教育委員会は、調査結果を、関係者の個人情報に十分配慮し、いじめを受けた生徒及び保護者へ情報提供します。

- (7) 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、法第23条第6項に基づき、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

9 年間計画

月	全 体	教育相談等	研 修	いじめ防止委員会	いじめ対策委員会	評 価
4	全体講話①	生徒観察 日常的ふれあい チャンス相談	研究協議会 (いじめ「重 大事態」対応 シミュレーション研 修) いじめ対応研 修会(管理職)	※毎週1回の生 徒指導委員会 での情報交換 ※いじめ事案が 発生したその都 度、随時開催		
5	いじめ調査①(生 活アンケート①)	二者相談	いじめ対応研 修会(校内研 修会)			
6					いじめ対策委員会 ①	
7	全体講話②	三者相談 (3年)				
8						
9						中間評価
10	いじめ調査②(生 活アンケート②)					
11		二者相談 三者相談	研究協議会 (教職員リーガル マインド [®] 向上研 修会)		いじめ対策委員会 ②	
12	全体講話③					
1						
2	いじめ調査③(生 活アンケート③)	二者相談			いじめ対策委員会 ③	
3	全体講話③	↓		↓		総合評価

10 評価の改善

- 定期的に保護者に対し、学校へのいじめの未然防止の取組が適切であったかのアンケートを実施し、評価していただき改善を図るとともに、年度末のいじめに関する総合評価を受け、本「いじめ防止基本方針」の見直しと改善を図ります。
- 年間を通して、いじめ発生件数が「0」の場合、その事実を生徒・保護者に公表します。

(参照) 市立学校用重大事態対応フロー図

1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・具体的な内容については福島市いじめ防止基本方針のP29で確認をします。
 - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安です。）
 - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
 - ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたります。

2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置します。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられます。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できます。

調査前には、被害児童等及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施します。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図ります。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hが有効です。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめます。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめます。
- 調査報告書の記載内容については福島市いじめ防止基本方針P37を参考にします。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告します。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告します。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告します。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出します。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておきます。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じます。

(参照) 学校のいじめ問題対応フロー図

